

令和4年度 総合相談支援センター業務（案）

業務名	業務内容	職種	身分
センター運営業務	センター運営管理 庶務・経理	センター長 事務員	福祉政策課職員
総合相談窓口業務	総合相談窓口を開設し、あらゆる相談に対応	相談支援員	福祉政策課職員又は出向
ソーシャルワーク	サービス利用を視野に入れつつ、サービスで対応できない隙間を埋める。 複合的課題を抱える等、対応ケースを絞る。 担当エリア内のケースのみ		
多機関協働事業	複合的・複雑な課題を抱える世帯への多機関協働支援のコーディネート （アセスメント支援、多機関協働支援プラン作成、支援会議開催、役割調整、支援機関のバックアップ等）	包括化推進員	福祉政策課職員
参加支援事業	社会参加に向けた支援メニューの開発及び本人とのマッチング、マッチング後のフォローアップ、就労支援、住居確保支援等との連携 家族会、ピアカウンセリング支援		
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	長期の引きこもり等により、支援が行き届いていない人にアプローチし、支援を届ける。（情報収集、支援プラン作成、家庭訪問を中心とした信頼関係づくり、同行支援）	委託	
総合相談支援体制整備業務	ソーシャルワーカー人材育成 エリアネットワークの整備	センター長 包括化推進員 事務員	福祉政策課職員
成年後見制度利用支援中核機関業務	地域連携ネットワークの整備、成年後見制度の周知啓発、人材育成、後見人の支援等		
地域包括支援センター業務	包括的・継続的ケアマネジメント業務 （ケアマネ支援、地域ケア会議、地域支援ネットワーク構築、医療・介護連携等）		